

小松島市幼稚園, 小学校及び中学校の園児, 児童及び生徒の入学並びに就学に関する学区制についての規則

昭和57年10月1日
教委規則第3号

第1条 小松島市幼稚園及び小学校の通学区を次のように定める。

学校(園)名	学区内町名	小字名
小松島小学校 小松島幼稚園	小松島町	領田 門田 菖蒲田(バイパス以東) 若井崎 房浜 北開 港口 馬場の本 井利の口 網淵 外開 西堀川
	松島町	5番の一部 9番～14番
	神田瀬町	全域
	堀川町	3番～4番
	日開野町	勝久(バイパス以東) 弥三次(市道日開野中田駅前線以東) 末次(同上) 井理守(県道花園日開野線以西) 三反地 泉川 川田 堤花 北開
	中田町	内開(市道中田日開野線以西) 蛭子の本(同上) 原の下の一部
	中郷町	桜馬場(市道中田駅前線以東)
南小松島小学校 南小松島幼稚園	南小松島町	全域
	横須町	全域
	金磯町	全域
	堀川町	1番 2番
	松島町	1番～8番(5番の一部を除く。)
	芝生町	網干 横須
	小松島町	高須 中筋 南開 今開 東堀川
北小松島小学校 北小松島幼稚園	小松島町	元根井 北浜 新港
	中田町	根井 脇谷 山ノ神 上浜田 新開 東山 浜田 内開(市道中田日開野線以東) 蛭子の本(同上)
	大原町	小神子(徳島市)
千代小学校 千代幼稚園	江田町	腰前 大江田(バイパス以東)
	中田町	原の下の一部 千代が原 寺前 奥林 中筋 池ノ内 狭間 出口 土持 広見 西山
	中郷町	高田(バイパス以東) 大瀬町 露ノ本(バイパス以東) 西久保 西野 長手 泰地 豊ノ本 県前 桜馬場(市道中田駅前線以西) 加藤(バイパス以東) 前田(バイパス以東)
	前原町	東(バイパス以東)
児安小学校 児安幼稚園	小松島町	喜来 菖蒲田(バイパス以西)
	日開野町	加々三松 時信 四反地 宮免 川村塚 崎田 宗人屋敷 勝久(バイパス以西) 末次(バイパス以西) かがませ(市道日開野中田駅前線以西) 弥三次(同上)
	新居見町	全域
	田浦町	全域
	前原町	全域(バイパス以西)
	江田町	大江田(バイパス以西)
	中郷町	高田(バイパス以西) 露ノ本(バイパス以西) 前田(バイパス以西) 加藤(バイパス以西)
芝田小学校 芝田幼稚園	田野町	全域
	赤石町	1番(2番・3番の一部)
	芝生町	全域(横須・網干を除く。)
立江小学校 立江幼稚園	赤石町	11番 12番(2・3・10番の一部)
	立江町	全域
櫛淵小学校 櫛淵幼稚園	櫛淵町	全域
坂野小学校 坂野幼稚園	坂野町	全域(大塚を除く。)
	和田島町	松田新田(和田津川排水路以南)
	間新田町	和田津川排水路以南
	和田津開町	東土手添 ヒガシ 鷄ノ松 屋敷裏 藪ノ本 屋敷西 居屋敷
和田島小学校 和田島幼稚園	和田島町	全域 松田新田(和田津川排水路以北)
	間新田町	和田津川排水路以北
新開小学校 新開幼稚園	赤石町	4番～9番 13番～15番 10番の一部 野神南 緑松
	大林町	全域
	和田津開町	緑町 三ツ合 緑松 北
	坂野町	大塚
	豊浦町	全域

第2条 小松島市中学校の通学区を次のように定める。

学校名	通学区
小松島中学校	小松島小学校 南小松島小学校 北小松島小学校 千代小学校 児安小学校 芝田小学校(芝生町の全域と田野町, 赤石町の一部)の通学区
立江中学校	芝田小学校(田野町, 赤石町の一部) 立江小学校 櫛淵小学校 の通学区
坂野中学校	坂野小学校 和田島小学校 新開小学校 の通学区

第3条 小松島市住民は, それぞれの学校種別に応じ, 学区内の学校で教育を受けなければならない。

2 小松島市学区内の住民の認定は, 親権者と同居の事実による。ただし, 小松島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)への届出によって文部大臣の指定する私立学校, 大学附設校及び特殊学校などで義務教育を受けることを妨げるものではない。

第4条 園長及び学校長は、学区外の者を入学(園)させてはならない。

2 本市へ転居した幼児、児童及び生徒の保護者は、あらかじめ教育委員会学校課に届け出て、教育委員会が発行した入学通知書を指定する学区の学校(園)長に提出し、入学(園)許可を受けるものとする。

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。